

30第3号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情

受理年月日 平成30年2月14日

陳情者 武蔵村山市中央3-7-1  
東京土建一般労働組合村山・大和支部  
執行委員長 渡辺 貞雄

付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

6年連続で1人当たり37.5%もの値上げとなる東大和市国民健康保険税値上げ計画に基づき、ことし4月から値上げが行われようとしています。国民皆保険制度の存続を脅かす「大改革」であり、拙速に強行すべきではありません。

市民の意見も入れ、市としても医療を受ける権利を保障する見地から十分な検討を行うとともに、今後策定する「国民健康保険会計健全化計画」の中で市の努力による国保税引き下げ数値なども示した上で市民の理解を求めるべきです。

4月からの値上げを拙速に決めるのではなく、慎重な検討と市民の意見聴取・説明のための十分な期間をとるよう求めます。

陳情理由

東大和市は、1月15日、市国民健康保険運営協議会に国民健康保険税の値上げを諮問し、同29日に諮問どおりの答申を得ました。

その内容は、6年連続で国保税を引き上げて1人当たり37.5%、総額6億2,430万円もの値上げを行うというものです。その第一歩として、ことし4月から1人当たり6.25%、総額1億405万円の値上げとなります。

この答申を受け、市は2月22日から始まる市議会第1回定例会に値上げのための国民健康保険税条例の一部改正条例案を提出する見込みです。

1. 現在、東大和市は、国保加入世帯の国保税負担を軽減するために、一般会計から国保会計へ7億円を超える繰り入れを行っています。それにもかかわらず、東大和市の国保税は今でも高過ぎます。他方、国保加入世帯の7割以上が所得150万円以下の世帯です。こうした状況の中で一般会計からの繰り入れをなくして37.5%

もの値上げを国保加入世帯に課すのは制度の「大改革」であり、十分な検討と市民的討議が必要です。

2. 都の国民健康保険運営方針では、4月以降、国保税負担軽減のために一般会計から国保会計に繰り入れている区市町村は「国民健康保険会計健全化計画」を策定することになっています。ここでは、当然ながら、医療費等の抑制のための市の努力による国保税抑制額の数値化なども求められます。こうした市の責任も果たされないままに値上げだけを決めるのは拙速で市の責任を放棄するものです。

3. 1月15日付の市報では1面で「国民健康保険制度が変わります」と特集しておきながら、値上げについては全くふれていません。国民健康保険運営協議会への諮問も答申も、2月1日現在、市報にもホームページにも掲載されていません。これだけ重大な「大改革」が、市民に説明されるどころかほとんど知らされないまま決められることなどあってはならないことです。

以上の理由により、貴議会において採択されるよう求めます。